

令和 6 年度

事業所税の手引

大分市財務部税制課

目 次

I 事業所税の課税のしくみについて

1. 事業所税の概要 P. 2
事業所税とは／事業所税の課税のしくみ／事業所税が課税されている都市
2. 事業所税の納税義務者 P. 4
事業所税の申告(納付)が必要な人／事業所税の課税対象となる事業の範囲／みなし共同事業
3. 事業所税の免税点 P. 6
事業所税の免税点
4. 事業所税の課税標準 P. 7
課税標準とは／資産割の課税標準／床面積の端数処理／共用部分がある場合の事業所床面積／算定期間の
中途に新設または廃止した場合の事業所床面積／従業者割の課税標準／課税標準の計算事例
5. 事業所税額の計算方法 P. 19
事業所税の税率／資産割額の計算方法／従業者割額の計算方法／事業所税額の算出
6. 事業所税の非課税 P. 20
非課税の対象となる範囲／非課税の適用／主な非課税対象施設等の取扱い
7. 課税標準の特例 P. 25
課税標準の特例の概要／雇用改善助成対象者
8. 事業所税の減免 P. 26

II 事業所税の申告・納付等について

1. 事業所税の申告・納付の概要 P. 27
事業所税の申告・納付／免税点以下の申告／事業所等の新設・廃止にかかる申告／事業所用家屋の貸付等にかかる申告
2. 申告書等の提出 P. 30
各種申告書等の提出先
3. 事業所税の納付 P. 30
納付窓口
4. 修正・更正・決定 P. 31
事業所税の修正申告／更正の請求／更正／決定
5. 延滞金・加算金 P. 32
延滞金／加算金

III 表

1. 非課税対象施設一覧表 P. 33
2. 課税標準の特例対象施設一覧表 P. 37
3. 減免対象施設一覧表 P. 40

- (参考) 事業所税申告書記入例 P. 42

I 事業所税の課税のしくみについて

1. 事業所税の概要

《事業所税とは》

事業所税は大都市地域に、人口や企業が集中することによって、著しく都市機能が低下し、交通・防災・公害等の都市問題が発生するため、これらの都市環境施設の整備および改善に必要な財源の確保を図るための目的税として、昭和 50 年に創設された税です。

事業所税は、大都市における行政サービスと企業活動との受益関係に着目し、大都市地域に所在する事業所等に対してその「事業所床面積」及び「従業員の給与総額」という一定の外形標準を対象に課税するしくみとなっています。

大分市においては、昭和 51 年 10 月 1 日から事業所税の課税を行っています。

《事業所税の課税のしくみ》

課税対象	大分市内の事業所等において法人または個人の行う事業	
納税義務者	大分市内において事業を行う法人または個人	
課税標準	資産割	事業所等の用に供する事業所用家屋の床面積
	従業者割	課税標準の算定期間内に支払われた従業者給与総額
税 率	資産割	1 ㎡につき 600 円
	従業者割	従業者給与総額の 100 分の 0.25
免 税 点	資産割	大分市内の事業所床面積の合計が 1,000 ㎡以下※
	従業者割	大分市内の従業者の合計が 100 人以下※
申告納付期限	法 人	事業年度終了後 2 か月以内
	個 人	翌年の 3 月 15 日まで
申 告 先	大分市財務部税制課諸税担当班 事業所税担当	

※免税点は、事業所床面積及び従業者数から、非課税対象面積及び非課税対象となる従業者数を差し引いて判定します。

※事業所床面積の合計が、800 ㎡を超えて 1,000 ㎡以下の場合、および従業者数の合計が 80 人を超えて 100 人以下の場合は、それぞれについて課税対象とはなりません。免税点以下の申告が必要となります。

《事業所税が課税されている都市》

人口、企業の集中が著しく都市環境施設の整備や改善が必要な指定都市および周辺都市等が課税団体となっています。(77 団体・・・令和 6 年 4 月 1 日現在)

東京都（特別区の存する区域）

＜政令指定都市＞

札幌市、仙台市、新潟市、千葉市、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

＜首都圏整備法の既成市街地を有する市＞

川口市、武蔵野市、三鷹市

＜近畿圏整備法の既成都市区域を有する市＞

守口市、東大阪市、尼崎市、西宮市、芦屋市

＜上記以外で政令により指定する市＞

旭川市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川崎市、所沢市、越谷市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、八王子市、町田市、横須賀市、藤沢市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市、四日市市、大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、姫路市、明石市、奈良市、和歌山市、倉敷市、福山市、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市

2. 事業所税の納税義務者

《事業所税の申告（納付）が必要な人》

大分市内の事業所等で事業を行っている法人または個人で、市内の事業所等の 床面積の合計が 1,000 m²を超えるもの、または事業所等の 従業者数の合計が 100 人を超える規模で事業を行っているものは、**事業所税の申告・納付**が必要です。また、算定期間の末日時点で、事業所等の床面積の合計が 800 m²を超えて 1,000 m²以内、または 従業者数の合計が 80 人を超えて 100 人以内の場合は、税を負担する必要はありませんが、**免税点以下の申告**が必要になります。

【免税点の判定基準】

当該事業所等の床面積の合計が 1,000 m²（800 m²）を超えるか、または従業者数の合計が 100 人（80 人）を超えるかの判定（免税点の判定）は、算定期間の末日の現況により行います。

《事業所税の課税対象となる事業の範囲》

事業所税の課税対象は、市内の事業所等において法人または個人の行う事業です。

【事業所等とは】

事業所等とは、自己所有か賃貸等であるかを問わず、事業の必要性から設けられた人的設備および物的設備であり、そこで継続的に事業が行われる場所のことを指します。つまり、事務所、工場、倉庫、材料置き場、ガレージ等、事業のために継続的に使用されている建物であれば、上記の事業所等に該当します。なお、2～3 か月程度の一時的な事業のために設けられた現場事務所、仮小屋等は含まれません。

【事業の範囲】

事業とは、物の生産、物流、販売、サービスの提供等の全ての経済活動を指します。そのため、上記の事業所等の区画内で行われるものに止まらず、その区画外で行われるもの（例：セールス活動）も含まれます。また、事業を行うものの本来の事業の取引に関するものであることに限らず、本来の事業に直接、間接的に関連して行われる付随的事业であっても、社会通念上そこで事業が行われていると考えられているものについては、事業所等として取り扱われます。

◎ 事例

社宅、社員寮	人の居住の用に供するものであり、事業所等に該当しません。
無人の倉庫	事業の範囲に供されるものであれば、無人であっても事業所等に該当します。
従業員の休憩室等	事業の一環として設けられたものであれば事業所等に該当しますが、従業員の福利厚生のための施設で一定のものについては、非課税対象として取り扱う場合があります。
他の法人等と共同で使用している部分	共用部分については、その部分を共用している法人等が、当該家屋にて専用で使用している面積の割合に応じて按分した面積が、各法人等の事業所床面積となります。(詳しくは P.9 を参照)
ゴミ庫	事業によって生じた廃棄物を保管するためのものであれば、事業所等に該当します。

《みなし共同事業》

【同一の家屋で関連会社が事業を行っている場合の免税点について】

当該法人と、その関連会社等（特殊関係者）が同一の家屋内においてそれぞれの事業を行っている場合は、その事業を当該法人とその特殊関係者とが、共同で事業を行っているものとみなされます。これを「みなし共同事業」と言います。

この「みなし共同事業」に該当する場合、当該法人の事業所税における免税点は、同一家屋の範囲内において、当該法人とその特殊関係者の事業所床面積及び従業者数を合算して免税点の判定を行います。（特殊関係者であるかの判定は、算定期間の末日の現況によって行います。）

なお、課税標準は、当該法人の事業のみが対象となります。

《特殊関係者の範囲》

- ①事業主の配偶者、直系血族、兄弟姉妹
- ②事業主の親族(6 親等内の血族及び 3 親等内の姻族)で、事業主と生計を一にし、または事業主から受ける金銭その他の財産により生計を維持している者
- ③事業主の使用人等、事業主から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持している者
- ④事業主に特別な金銭その他の財産を提供して生計を維持させている者及び上記と①～③の関係がある者
- ⑤事業主が同族会社である場合、その判定の基礎となった株主または社員である者および上記と①～④の関係にある者
- ⑥事業主を判定の基礎として同族会社に該当する会社
- ⑦事業主が同族会社である場合で、同族会社と判定される基礎となった株主または社員（これらの者と①～④の関係がある者及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む）の全部または一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

3. 事業所税の免税点

《事業所税の免税点》

算定期間の末日時点における、大分市内の事業所等の合計床面積及び大分市内の事業所等における従業者数にて判定します。ただし、非課税対象施設及び非課税対象の従業者の該当がある場合は、その該当部分を除いて判定します。

事業所等の条件		それぞれの必要な申告判定	
事業所等の合計床面積	従業者数	資産割	従業者割
1,000 ㎡を超える	100 人を超える	申告・納付	申告・納付
	100 人以下で 80 人超		申告のみ（税無）
	80 人以下		（人数のみ記載）
1,000 ㎡以下で 800 ㎡を超える	100 人を超える	申告のみ（税無）	申告・納付
	100 人以下で 80 人超		申告のみ（税無）
	80 人以下		（人数のみ記載）
800 ㎡以下	100 人を超える	申告不要	申告・納付
	100 人以下で 80 人超		申告のみ（税無）
	80 人以下		申告不要

※算定期間の中で新設し、末日現在事業を行っている事業所等については、免税点の判定に含まれます。

※算定期間の中で廃止し、末日現在事業を行っていない事業所等については、免税点の判定に含まれません。

※算定期間の中で、事業所等の増改築等により床面積に増減が生じた場合は、末日時点での床面積で免税点判定を行います。なお、この場合の事業所等とは、同一敷地内で事業を行っている家屋全体を指すものです。

※従業者数の雇用形態によっては、免税点に含まれる場合とそうでない場合とがあります。詳しくは＜従業者割の取扱いについて＞(P. 17)をご覧ください。

※関連会社等の特殊関係者が同一家屋内で事業を行っている場合は、当該法人とその特殊関係者とを合算した事業所床面積及び従業者数により、免税点の判定を行います。

4. 事業所税の課税標準

《課税標準とは》

課税標準とは、租税を賦課する標準となるものをいい、課税標準に税率を乗じたものが税額となります。事業所税の課税標準は、事業所床面積を課税標準とする資産割と、従業者給与総額を課税標準とする従業者割によって構成されています。

《資産割の課税標準》

資産割の課税標準は、課税標準の算定期間の末日現在における大分市内の事業所床面積の合計をいいます。

【課税標準の算定期間】

○法人の場合・・・事業年度

○個人の場合・・・原則として1月1日から12月31日の期間

※ただし、法人の開設・廃止、個人の事業の開始・廃止等にもない課税標準の算定期間が12月に満たない場合は、事業所床面積は下記のとおり算定します。

$$\begin{array}{l} \text{課税標準の算定期間の月数が} \\ \text{12月に満たない場合の} \\ \text{事業所床面積} \end{array} = \begin{array}{l} \text{課税標準の算定期間の末日} \\ \text{現在における事業所床面積} \end{array} \times \frac{\text{課税標準の算定期間の月数}}{12}$$

※課税標準の算定期間の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。

(例) 5月15日に株式会社Aを開設し、翌3月31日が算定期間の末日の場合

5/15～6/14⇒1ヶ月、6/15～7/14⇒2ヶ月・・・2/15～3/14⇒10ヶ月、3/15～3/31⇒11ヶ月となり、当該年度における株式会社Aの算定期間は、「11ヶ月」となります。

《床面積の端数処理》

事業所税の課税標準となる事業所床面積は、小数第2位までとなります。月割計算や、共用床面積等の算定により小数第2位未満の端数が生じたときは、端数を切り捨てて算定します。

資 産 割 フ ロ ー チ ャ ー ト

大分市内に事業所等がありますか？

あ る

{大分市内の全事業所の床面積
を合計してください}

申告義務の判定

事業所床面積が800㎡を超えますか？

超える

免税点の判定

{(事業所床面積 - 非課税面積)
が1,000㎡を超えますか？}

超える

課税対象となります

{課税標準の特例施設がありますか？}

な い

あ る

{特例施設に係る床面積に特例割合
を乗じて、控除床面積を求めます}

つぎの算式で課税標準床面積を求めます(休止施設は除く)

$\{事業所床面積 - 非課税床面積 - 控除床面積 = 課税標準床面積\}$

資産割額の計算

$課税標準床面積(㎡) \times 600円 = 資産割額(円)$

な い

資産割の申告義務は
ありません

課税はされませんが
申告義務が生じます

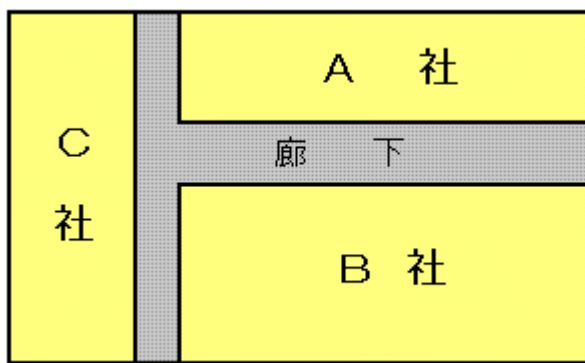
《共用部分がある場合の事業所床面積》

1つの家屋を2以上の者が使用する場で、共同で使用する部分を「共用部分」といいます。

(例：廊下、階段、エレベーター、機械室等) この場合、共用部分かどうかは、事業所用家屋の構造、当該部分の効用および使用実態等により判定します。

共用部分がある場合、当該事業者の事業所床面積は下記のとおり算定します。

$$\text{当該事業者の事業所床面積} = \text{当該事業者の専用床面積} + \text{共用部分の床面積} \times \frac{\text{当該事業者の専用部分の床面積}}{\text{共用部分を使用する事業者のすべての専用部分の床面積}}$$



<床面積の内訳>

- ・建物の延床面積：2,300 m²
- ・A社の専用床面積：600 m²
- ・B社の専用床面積：900 m²
- ・C社の専用床面積：500 m²
- ・共用部分の床面積：300 m²

$$\text{A社の事業所床面積} = 600 + 300 \times \frac{600}{(600+900+500)} = 690 \text{ m}^2$$

A社
専用床面積 …600 m²
共用部分 … 90 m²

$$\text{B社の事業所床面積} = 900 + 300 \times \frac{900}{(600+900+500)} = 1,035 \text{ m}^2$$

B社
専用床面積 …900 m²
共用部分 …135 m²

$$\text{C社の事業所床面積} = 500 + 300 \times \frac{500}{(600+900+500)} = 575 \text{ m}^2$$

C社
専用床面積 …500 m²
共用部分 … 75 m²

※1のグループにかかる共用部分と他のグループにかかる共用部分が明確に区分できる場合は、それぞれのグループごとの共用部分になります。

※テナントビル等で、一部が空室または住居部分である場合は、それぞれ空室・住居の専用部分として計算します。

※複数階層のビルの場合、各階ごとの計算は行わずに、全ての階層の専用部分と共用部分とをまとめて計算します。

■ 事業所等の新設・廃止したときの課税標準の計算事例

事業所等の新設・廃止には一般的に次のような場合がありますが、その事例ごとに説明いたします。

No.	区 分	具 体 的 な 事 例	参 照 ページ
①	新 設	大分市内に事業所等があり、さらに事業所等を市内に新設したとき	☞P.11
	廃 止	大分市内に事業所等があり、そのうちいずれかの事業所等を廃止したとき	
②	新 設	他都市で事業を行っており、大分市内に初めて事業所等の新設したとき	☞P.12
	廃 止	他都市では事業を継続するが、大分市内のすべての事業所等を廃止したとき	
③	新 設	事業を初めて開始し、大分市内に事業所等の新設したとき	☞P.13
	廃 止	事業そのものを終了し、すべての事業所等を廃止したとき	
④	新 設	大分市内に事業所等があり、その事業所内に一部建物を新築又は増築したとき	☞P.14
	廃 止	大分市内に事業所等があり、その事業所内の建物を一部取り壊したとき	

◎ 老朽化などによる事業所等の使用廃止や、使用していない休止施設がある場合は事業所税担当までご相談下さい。

【廃止施設（老朽化などによる）】

老朽化などにより物も置いておらず、将来的にも使用する予定がないと認められる場合には、老朽化などによる廃止施設として課税対象とならないことがあります。

廃止施設として認定を受けた場合は、免税点の判定・課税標準ともに算入しません。

【未使用施設】

未使用施設とは、新築の建物／中古物件などで入手時点からなんら施設を設置せず放置している場合のものを指します。

未使用施設として認定を受けた場合、免税点の判定・課税標準ともに算入しません。

【休止施設】

休止施設とは、次のいずれも満たす施設のことをいいます。

- （１）現に使用されておらず、「いつでも操業ができる状態」にない施設
（遊休施設や季節的休止・断続的な休止の場合、対象には含めません）
- （２）課税標準の算定期間の末日以前６か月以上連続して休止していたと認められる施設
- （３）休止部施設が明確に区画されていること

休止施設として認定を受けた場合、当該休止施設の床面積については、免税点判定には含めますが、課税標準には含めません。

①

さらに市内に事業所等を新設した場合	〔新設〕
大分市内に事業所等があり、 そのうちいずれかの事業所等を廃止した場合	〔廃止〕

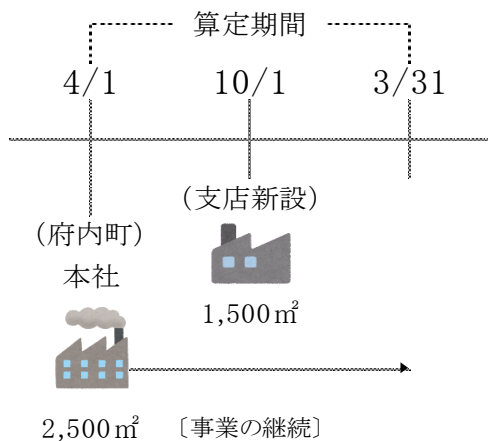
【説明】

事業そのものは継続して行っている為、新設・廃止した事業所は「課税標準の算定期間の中途において事業所等を新設・廃止した場合」に該当し、次の月割計算によって算定します。

【新設の事例】

府内町に本社のあるA社は、10/1に植田地区に支店を**新設**した。

・決算:3/31 ・支店新設日:10/1 ・本社床面積:2,500㎡ ・支店床面積:1,500㎡



〔支店の月割計算〕

11月から3月までの5か月分

(**新設の翌月**から算定します)

$$\frac{1,500}{12} \Rightarrow 125$$

$$125 \times 5 = 625 \text{ ㎡}$$

床面積を12で割り(小数第4位切捨)、
得た結果に使用月数を掛ける(小数第3位切捨)

〔課税標準となる事業所床面積〕

本店の床面積…………… 2,500㎡

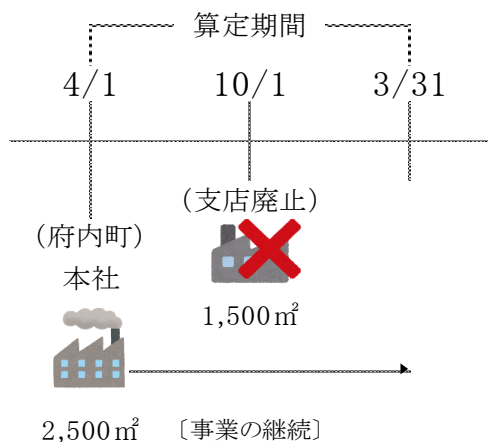
支店の床面積…………… 625㎡

合 計 3,125㎡

【廃止の事例】

府内町に本社のあるA社は、10/1に植田地区の支店を**廃止**した。

・決算:3/31 ・支店廃止日:10/1 ・本社床面積:2,500㎡ ・支店床面積:1,500㎡



〔支店の月割計算〕

4月から10月までの7か月分

(**通常通り**算定します)

$$\frac{1,500}{12} \Rightarrow 125$$

$$125 \times 7 = 875 \text{ ㎡}$$

床面積を12で割り(小数第4位切捨)、
得た結果に使用月数を掛ける(小数第3位切捨)

〔課税標準となる事業所床面積〕

本店の床面積…………… 2,500㎡

支店の床面積…………… 875㎡

合 計 3,375㎡

②

行っており、大分市内に初めて事業所等を新設した場合 **〔新設〕**
 他都市では事業を
 継続するが、大分市内にあるすべての事業所等を廃止した場合 **〔廃止〕**

【説明】

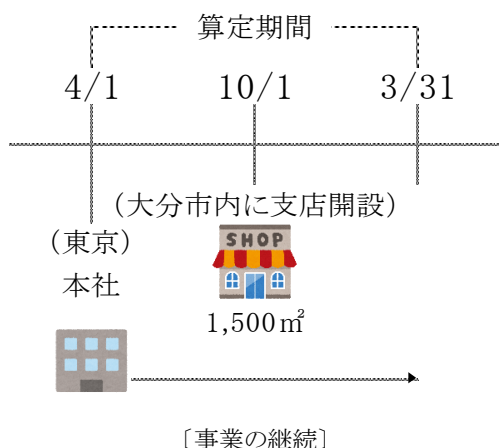
〔新設の場合〕

事業そのものは継続して行っている為、「課税標準の算定期間の中途において事業所等を新設した場合」に該当し、次の月割計算によって算定します。

【新設の事例】

東京に本社のあるA社が、このたび新たに大分市内に支店を開設した。

・決算：3/31 ・支店開設日：10/1 ・支店床面積：1,500㎡



〔支店の月割計算〕

11月から3月までの5か月分

(新設の翌月から算定します)

$$\frac{1,500}{12} \rightarrow 125$$

$$125 \times 5 = 625 \text{ ㎡}$$

床面積を12で割り(小数第4位切捨)、
得た結果に使用月数を掛ける(小数第3位切捨)

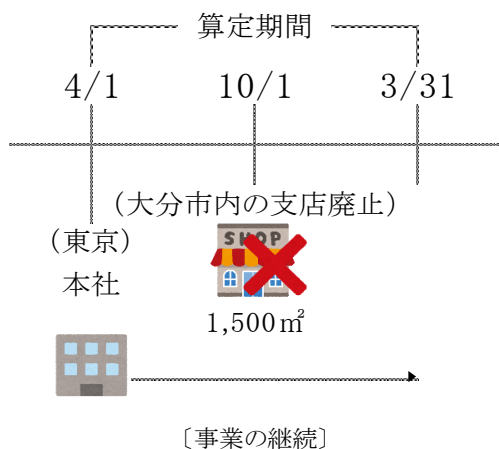
〔課税標準となる事業所床面積〕

支店の床面積…………… 625㎡

【廃止の事例】

東京に本社のあるA社が、大分市内にある支店を廃止したので、大分市内の事業所はゼロになった。

・決算：3/31 ・支店廃止日：10/1 ・支店床面積：1,500㎡



〔廃止の場合〕

算定期間末日現在には、大分市内での事業所等床面積が0㎡になるため、免税点以下となり課税されません。

③

新規に立ち上げ、大分市内に最初の事業所等を新設した場合 **〔新設〕**
 事業そのものについて、
 廃止し、全国のすべての事業所等を閉鎖したとき **〔廃止〕**

【説明】

この事例の場合の課税標準の算定期間は「事業の開始の日から事業年度の終了の日まで」又は「事業年度の開始の日から事業の廃止の日まで」となります。

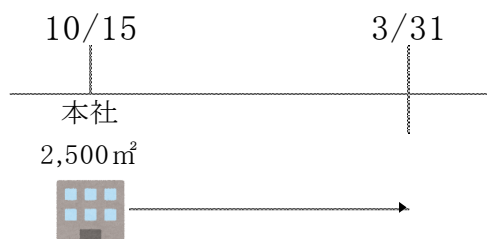
したがって月割計算は行わず、「課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合」に該当し、つぎの算式により求めます。

$$\left[\begin{array}{c} \text{算定期間の末日に} \\ \text{おける事業所床面積} \end{array} \times \frac{\text{算定期間の月数}}{12\text{か月}} \right] \leftarrow \begin{array}{l} \text{この月数は、暦に従って計算し、1月に満たない} \\ \text{端数が生じたときはこれを切り上げ1月とします。} \end{array}$$

【新設の事例】

A社は10/15にはじめて事業を開始し、大分市内に本社事務所を**新設**した。

・決算:3/31 ・本社新設日:10/15 ・本社床面積:2,500㎡



算定期間の末日現在、免税点を超えている為課税対象となります。

〔本社の月割計算〕

10月から3月までの6か月分
(開始の月から算定します)

$$\frac{2,500}{12} \Rightarrow 208.333\bar{3}...$$

$$208.333 \times 6 \div 1,249.998 \text{ m}^2$$

床面積を12で割り(小数第4位切捨)、
得た結果に使用月数を掛ける(小数第3位切捨)

〔課税標準となる事業所床面積〕

本社の床面積…………… 1,249.99㎡

【廃止の事例】

A社は10/15に全国すべての事業を閉鎖し、大分市内の本社事務所を**廃止**した。

・決算:3/31 ・本社廃止日:10/15 ・本社床面積:2,500㎡



算定期間の末日現在、免税点を超えている為課税対象となります。

〔本社の月割計算〕

4月から10月までの7か月分

$$\frac{2,500}{12} \Rightarrow 208.333\bar{3}...$$

$$208.333 \times 7 \div 1,458.331 \text{ m}^2$$

床面積を12で割り(小数第4位切捨)、
得た結果に使用月数を掛ける(小数第3位切捨)

〔課税標準となる事業所床面積〕

本社の床面積…………… 1,458.33㎡

〔注〕 ※課税標準の算定期間とは、法人にあっては事業年度、個人にあっては1月1日～12月31日の期間をいいます。

・算定期間の末日とは → 法人:事業年度の末日 個人:12月31日

④

その同一事業所敷地内に建物を新築または増築した場合 〔拡張〕
 大分市内に事業所等があり、
 その同一事業所敷地内の建物を一部取り壊した場合 〔縮小〕

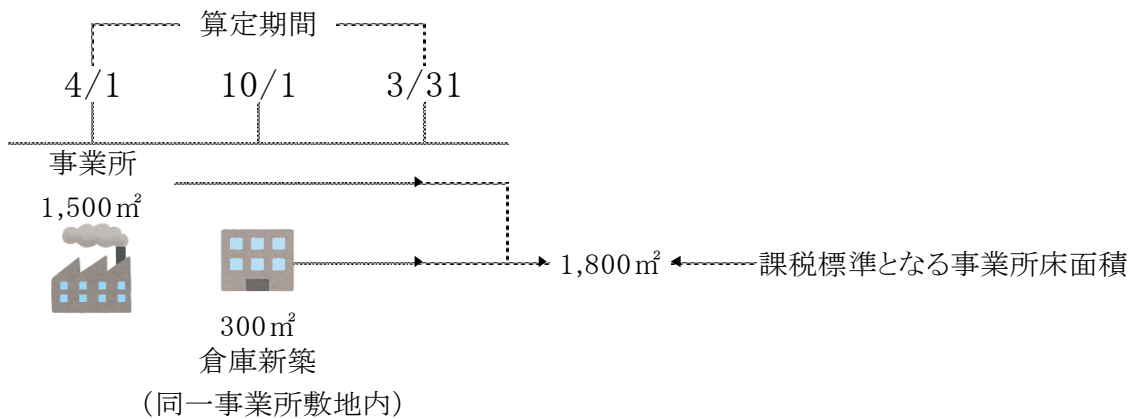
【説明】

同一敷地内における建物の床面積の増減は、事業所の新設・廃止には該当せず、課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積が課税標準となります。

【拡張の事例】

A社は大分市内の事業所で事業を行っていたが、10/1に同一事業所敷地内に新たに倉庫を増築した。

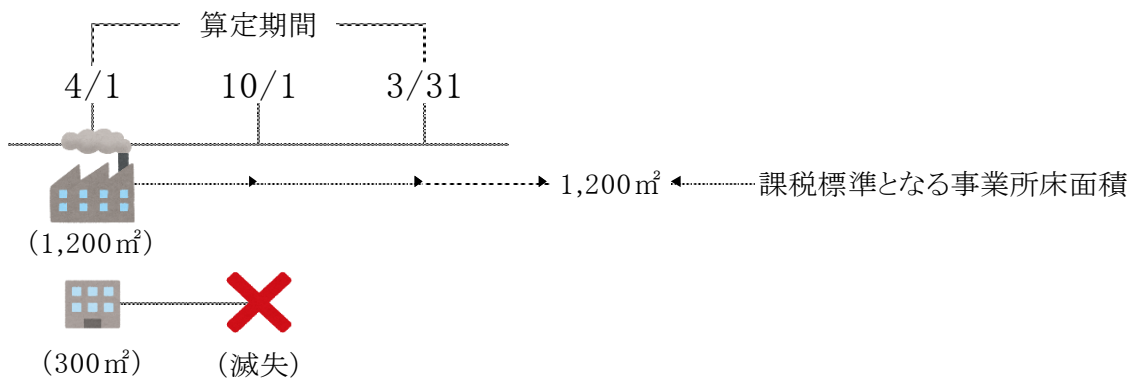
・決算：3/31 ・増築完了日：10/1 ・事業所床面積：1,500㎡ + 新築の倉庫面積：300㎡ = 1,800㎡



【縮小の事例】

A社は大分市内の事業所で事業を行っていたが、10/1に同一事業所敷地内にある倉庫を一部取り壊した。

・決算：3/31 ・事業所床面積：1,500㎡ - 取り壊した倉庫面積：300㎡ = 1,200㎡



《従業員割の課税標準》

従業員割の課税標準は、大分市内の事業所等において課税標準の算定期間中に従業員に対して支払われた従業員給与総額です。

【従業員の範囲】

※一般従業員のほか、役員（使用人兼役員を含む）及び日々雇用する臨時従業員などをいいます。

※数社の役員を兼務している者は、それぞれの会社において従業員に含まれます。

※休職中の従業員は、給与等が支払われている場合は従業員に含まれます。

※パートタイマー（正規従業員と明確に区分された短時間勤務に従事する者）は、免税点判定における従業員には含まれませんが、その給与等は従業員給与総額に含まれます。

【従業員給与総額の範囲】

※課税標準の算定期間中に従業員に対して支払われた、または支払われるべき給与等の総額をいいます。

従業員給与総額に含まれるもの	給与、賃金、賞与、俸給、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、所得税の取扱い上課税対象となる現物給与・通勤手当等
従業員給与総額に含まれないもの	退職給与金、年金、恩給、所得税の取扱い上非課税となる給与等 外交員その他これに類する者の業務に関する報酬で、所得税の取扱い上給与所得に該当しないもの

※各種勤務形態における従業員と従業員給与総額の取扱いについては、＜従業員割の取扱いについて＞(P. 17)をご覧ください。

従 業 者 割 フ ロ ー チ ャ ー ト

大分市内で勤務する全従業者数が80人を超えますか？

はい

免税点の判定

{(全従業者数 - 非課税従業者数) が100人を超えますか？}

超える

課税対象となります

{課税標準の特例施設がありますか？}

ない

ある

{特例施設に係る従業者給与総額に特例割合を乗じて、控除給与総額を求めます}

つぎの算式で課税標準従業者給与総額を求めます

{全従業者給与総額 - 非課税従業者給与総額 - 控除従業者給与総額 = 課税標準従業者給与総額}

従業者給与総額には
パートタイマーの給与等も
含みます

従業者割額の計算

(1,000円未満切捨)

課税標準従業者給与総額(円) × 0.25% = 従業者割額(円)

いいえ

従業者割は
課税されません

※人数のみ記載してください

年齢65歳以上の者(役員以外)、
障害者(役員以外)及びパートタイマー
(短時間労働)は従業者数から除きます。

超えない

<従業員割の取扱いについて>

従業員		免税点の判定	課税標準	備考
非課税	65歳以上の者 ※役員を除く	従業員に含めない	従業員給与総額に含めない	
	障害者 ※役員を除く			
役員	役員・使用人兼務役員	従業員に含める	従業員給与総額に含める	
	非常勤の役員			
	数社の役員を兼務する役員			
	無給の役員	従業員に含めない	従業員給与総額に含めない	
臨時の従業員		従業員に含める	従業員給与総額に含める	
パートタイマー（注1）		従業員に含めない		
出向社員（注2）	出向元が給与を支払う	出向元の従業員に含める	出向元の従業員給与総額に含める	
	出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を払う	出向先の従業員に含める	出向先の従業員給与総額に含める	法人税法上給与相当分を給与として取扱う
	出向元と出向先が一部負担	主たる給与を支払う会社の従業員に含める	それぞれの会社が支払う給与等を当該会社の従業員給与総額に含める	
長期出張に当たらない出張（注3）		出張元の従業員に含める	出張元の従業員給与総額に含める	
課税区域外への派遣または長期出張（注4）		従業員に含めない	従業員給与総額に含めない	
派遣法にもとづく派遣社員		課税区域内に派遣されている場合は派遣元の従業員に含める	課税区域内に派遣されている場合は派遣元の従業員給与総額に含める	
休職中の従業員		給与等が支払われている場合は従業員に含める	従業員給与総額に含める	
中途退職者		従業員に含めない	退職時までの給与等は従業員給与総額に含める	
保険の外交員		所得税法上の給与等が支払われている場合は従業員に含める	所得法上の給与等が支払われている場合は従業員給与総額に含める	
常時船舶の乗務員		従業員に含めない	従業員給与総額に含めない	

《説明》

（注１）パートタイマーとは

形式的な呼称によるものではなく、勤務の状況によって判定します。一般的な雇用期間の長短ではなく、当該事業所の通常の勤務時間より相当短時間の勤務（１日の平均勤務時間が正規従業員の８分の６未満）をすることとして雇用されているものであり、休暇・社会保険・賞与等からみても明らかに正規の従業員とは区別されるものをいいます。

そして、給与等が時間単位で定められていること（時間給であること）を要します。

（注２）出向とは

出向元企業と出向従業員の雇用関係を維持しながら、当該従業員の指揮監督権を出向先企業に貸与し、出向先企業において労務を提供させるものをいいます。

（注３）出張とは

企業の従事者が、出張元の従業員としての雇用関係及び指揮監督関係を維持しつつ、通常勤務する事務所等と異なった事業所等において、出張元の企業のために労務の提供を行なうものをいいます。

なお、この場合の「長期」とは、１年を超える期間（課税標準の算定期間を超える期間）をいいます。

（注４）派遣とは

派遣元の従業員としての雇用関係、指揮監督関係は維持されているが、就業規則等は派遣先の従業員と同様のものであり、労務の提供も本来的には派遣元のためでありながら事実上の勤務は派遣先にあるものをいいます。

5. 事業所税額の計算方法

事業所税の税額は、資産割および従業者割の課税標準に対し、それぞれ税率を乗じたものを合算した額となります。

《事業所税の税率》

資産割の税率	課税標準となる事業所床面積 1 m ² あたり 600 円
従業者割の税率	課税標準となる従業者給与総額の 0.25%

《資産割額の計算方法》

○算定期間を通じて使用した事業所等

事業所床面積 － 非課税床面積 － 特例控除床面積 ＝ 課税標準となる事業所床面積・・・(A)

○算定期間の中途に新設または廃止した事業所等

(事業所床面積 － 非課税床面積 － 特例控除床面積) × 使用期間による月割計算
＝ 課税標準となる事業所床面積・・・(B)

※算定期間を通じて使用した事業所等と、算定期間の中途に新設または廃止した事業所等の双方がある場合は、上記の (A) と (B) の合計に税率 (600 円/m²) を乗じた額が資産割額となります。

※算定期間の中途に新設または廃止した事業所等が複数ある場合は、それぞれの事業所ごとに上記 (B) の計算を行います。

※床面積は小数第 2 位未満の端数は切り捨てとし、また月割計算等で生じた小数第 3 位、小数第 2 位未満の端数も切り捨てとします。

《従業者割額の計算方法》

従業者給与総額 － 非課税従業者給与総額 － 特例控除給与総額・・・(C)

上記計算によって算出された (C) から、1,000 円未満の端数を切り捨てた金額が、課税標準となる従業者給与総額となります。

上記に税率の 0.25% を乗じた額が、従業者割額となります。

《事業所税額の算出》

資産割額と従業者割額の合計から 100 円未満の端数を切り捨てた金額が、事業所税額となります。

6. 事業所税の非課税

《非課税の対象となる範囲》

事業所税には、事業を行う者の人格に着目して非課税とする人的非課税と、施設の用途に着目して非課税とする用途非課税とがあります。

【主な非課税の対象となる事例】

○人的非課税・・・国、地方公共団体、公共法人、公益法人等

○用途非課税・・・勤労者の福利厚生施設、特定防火対象物内の消防用設備や防災施設、一般乗合旅客自動車運送事業用施設、一般貨物自動車運送事業用施設、病院・診療所等

※詳しくは、「**非課税対象施設一覧表**」(P. 33)をご覧ください。

《非課税の適用》

非課税の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。ただし、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合は、その直前に行われていた事業により非課税対象となるか判定を行います。

同一の事業所用家屋において、非課税施設と課税施設があり、これらの施設で共用する部分がある場合は、その共用部分は非課税施設には含めません。(例：事務所と休憩室の間の廊下等)

公益法人等が収益事業と収益事業以外の事業を併せて行っている事業所において、非課税の適用を受けるものと受けないものとが区分できない場合においては、法人税法施行令第6条の規定による区分経理の方法に基づき、収益事業以外の事業について非課税の適用があります。

非課税の適用を受ける事業とその他の事業とを併せて行っている場合の従業者給与総額の算定は、それぞれの事業に従事した従業者の分量に応じてその者の給与額を按分します。ただし、従事した分量が不明確な場合は、均等に従事したものとして計算します。

《主な非課税対象施設等の取扱い》

【高齢者・障害者の非課税】

従業者のうち、役員以外の年齢が65歳以上の者または障害者は非課税の対象となります。

※非課税の対象となる障害者とは、所得税、住民税において障害者控除の対象となる者のことをいいます。

※高齢者・障害者に該当するかについては、免税点の判定においては事業年度末日の現況において、従業者給与総額については該当する給与計算の基礎となる期間の末日の現況により判定します。

例) 毎月月末が給与等の計算期間の末日で、支給日が翌月 10 日である場合

5月31日	6月30日	7月31日	8月31日	9月30日
		↓ 8月8日に満65歳		
	算入 (7月10日支払給与)	算入 (8月10日支払給与)	不算入 (9月10日支払給与)	不算入 (10月10日支払給与)

【福利厚生施設】

事業を行う者が設置するもので、専ら当該事業主が雇用した勤労者の利用に供するための福利厚生施設が対象となります。ただし、業務の性質上設置された施設は福利厚生施設に該当しません。

福利厚生施設の事例	休憩室、娯楽室、食堂、喫煙室、体育館、保養所、更衣室（ただし、制服着用義務のある場合は除く）
福利厚生施設には該当しない事例	研修所、乗務員の仮眠室、制服着用義務のある事業所の更衣室、工場の浴室、会議室と兼用されている休憩室

【路外駐車場】

路外駐車場とは、道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもののことをいいます。一般公共の用に供される駐車場とは、利用者を特定しないもので、不特定多数の者が利用する公共施設等から一定の距離（おおむね 200 メートル）以内に設置されているもののことをいいます。一般的な営業形態としては時間貸し駐車場がこれに該当し、月極貸し駐車場は該当しません。

同一駐車場内に「時間貸し」部分と「月極貸し」部分とが併設されている場合は、その面積割合により非課税部分を計算します。

非課税施設として対象となる範囲は、駐車のために供する部分だけでなく、車路、料金徴収所及びターミナル等を含みます。

【消防用設備・防災施設】

消防用設備等及び防災施設等とは、百貨店・旅館その他の消防法第 17 条第 1 項に規定する防火対象物で多数の者が出入りするものとして、地方税法施行令第 56 条の 43 第 1 項で定める防火対象物に設けられる消防用設備等および防災施設等で一定のものをいいます。

「特定防火対象物」に設けられた「非課税施設一覧表」(P.23)に掲げる設備・施設等の一定割合が非課税となります。

【消防用設備・防災施設等の非課税の範囲】 特定防火対象物・・・消防法施行令別表第 1

消防法施行令 別表第 1 の項	建物の用途
(1)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
(2)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を含む店舗（ニ並びに(1)イ、(4)、(5)イ及び(9)イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(3)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(6)	イ 病院、診療所又は助産所 ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人短期入所事業を行う施設、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する短期入所若しくは共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。） ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロに掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロに掲げるものを除く。）、老人デイサービス事業を行う施設、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロに掲げるものを除く。）、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、一時預かり事業又は家庭的保育事業を行う施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設又は児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）、身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロに掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム又は生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（ロに掲げるものを除く。） ニ 幼稚園又は特別支援学校
(9)	イ 公衆浴場のうち蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
(16)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)から(4)まで、(5)イ、(6)又は(9)イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
(16の2)	地下街
(16の3)	建築物の地階（(16の2)に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（(1)から(4)まで、(5)イ、(6)又は(9)イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）

※非課税が適用されるのは、上記施設の特定防火対象物に次頁の消防用設備等が設置された場合に限り
ます。

【消防用設備等及び防災施設等にかかる非課税施設一覧表】

区分	整理番号	非課税対象施設	非課税 区 分
消 防 用 設 備 等	1	屋内消火栓設備・スプリンクラー設備等の消防用設備に係る水槽の設置部分・ポンプ室・パイプスペースの部分、及びこれらの設備の非常電源に係る発電室・蓄電室・変電室・電気配線のシャフト部分	全部
	2	動力消防ポンプの設備の格納庫	全部
	3	排煙設備の風道及び排煙機の設置部分	全部
	4	消火栓箱、消防用器具の格納箱等	全部
	5	消火薬剤の貯蔵庫等	全部
	6	避難器具の設置部分	全部
	7	総合操作盤その他消防用設備等の操作機器の設置部分	全部
防 災 施 設 等	8	中央管理室（7の部分を除く）	1/2
	9	階段 (1) 特別避難階段の階段室及び附室 (2) 避難階段の階段室	全部
		(3) (1)又は(2)以外の直接階段で避難階へ通じる階段室 (4) (1)～(3)以外の階段室（防火区画されているものに限る）	1/2
	10	廊下の部分	1/2
	11	避難階における屋外への出入口の部分	1/2
	12	非常用進入口（バルコニーを含む）	全部
	13	昇降機等 (1) 非常用エレベーターの昇降機（機械室を含む）	全部
		(2) (1)以外のエレベーター、エスカレーター等の昇降路 （防火区画されているものに限る） (3) 吹抜部分等（防火区画されているものに限る）	1/2
		避難通路（主要避難通路及び補助避難通路） (1) スプリンクラーの有効範囲内の避難通路 （大分市火災予防条例の規定により設置するもの）	全部
	14	(2) (1)以外の避難通路（大分市火災予防条例の規定により設置するもの）	1/2
		喫煙所（P.22 表の(1)もしくは(4)の建物に限る）	1/2
	15		

【大分市火災予防条例に規定する避難通路】

劇場等の 避難通路	(ア) 横に並んだいす席の基準席数(最大 20 席)以下ごとにその両側に幅 80cm 以上の縦通路(当該基準席数の2分の1以下の席数ごとに縦通路を保有する場合、幅 60cm 以上の片側通路とすることができる) (イ) 縦に並んだいす席 20 席以下ごと及び客席部分の最前部に幅1m 以上の横通路 (ウ) ます席を設ける客席の部分は横に並んだます席2ます以下ごとに幅 40cm 以上の縦通路 ※ 以上の通路は避難口に直通のこと						
キャバレー等 及び飲食店の避難通路	客席の床面積が 150 m²以上の階の客席には、有効幅員 1.6m(飲食店にあつては 1.2m)以上の避難通路を、客席の各部からいす席、テーブル席又はボックス席7個以上を通過しないで、その一に達するように保有しなければならない。						
百貨店等の 避難通路	(ア) 百貨店等の階のうち当該階における売場又は展示場には、下欄の区分に掲げる幅員以上の主要避難通路を1以上保有しなければならない。 <table border="1"> <tr> <td>売場又は展示場の床面積</td><td>幅員</td></tr> <tr> <td>150 m²以上 300 m²未満</td><td>1.2m</td></tr> <tr> <td>300 m²以上</td><td>1.6m</td></tr> </table> (イ) 百貨店等の階のうち当該階における売場又は展示場の床面積が 600 m²以上の場合には上記の主要避難通路のほか、有効幅員 1.2m 以上の補助避難通路を保有しなければならない。 ※1 百貨店等とは、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場をいいます。 ※2 主要避難通路とは、売場又は展示場内に幹線的に設ける通路で避難口に通じる通路をいいます。 ※3 補助避難通路とは、売場又は展示場内の各部分から主要避難通路又は避難口に通じる通路をいいます。 ※4 売場とは、事務室、便所、倉庫、荷作り場、食堂部分等を除いた、客が出入りする商品の陳列販売部分をいいます。	売場又は展示場の床面積	幅員	150 m ² 以上 300 m ² 未満	1.2m	300 m ² 以上	1.6m
売場又は展示場の床面積	幅員						
150 m ² 以上 300 m ² 未満	1.2m						
300 m ² 以上	1.6m						

7. 課税標準の特例

《課税標準の特例の概要》

課税標準の特例とは、地方税法の規定により課税標準の一定割合を軽減する措置のことをいいます。課税標準の特例に該当する場合は、事業所床面積または従業者給与総額から、その該当部分について、それぞれの控除割合を乗じて得た面積または金額が、課税標準から控除されます。

詳しくは、「課税標準の特例対象施設一覧表」(P. 37)をご覧ください。

※課税標準の特例の適用を受けるものであるかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。

※同一の事業所家屋内に特例対象施設と課税施設とがあり、これらの共用部分がある場合は、その共用部分は特例対象施設には含まれません。

※特例対象の事業と、特例対象でない事業とを併せて行っている場合の従業者給与総額の算定は、非課税と同様に行います。

※課税標準の特例規定が重複している場合は、次の順序に従い適用します。

適用順位	適用条件
1	地方税法第 701 条の 41 第 1 項 (P.37~38)
2	地方税法第 701 条の 41 第 2 項 (P.39)

※上記の適用順位に従い、1 の規定の適用後の課税標準を基礎として、次の規定が適用されます。また、地方税法第 701 条の 41 第 1 項の各号の重複適用は行いません。

《雇用改善助成対象者について》

年齢 55 歳以上 65 歳未満の者で雇用保険法等の国の雇用に関する助成の対象となっている者（以下「雇用改善助成対象者」といいます。）に支払われる給与等については、その 2 分の 1 に相当する額が従業者給与総額から除かれます。

なお、雇用改善助成対象者とは次に掲げる者をいいます。

特定求職者雇用開発助成金の支給に係る者	雇用保険法第 62 条第 1 項第 3 号若しくは第 5 号又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行令第 2 条第 2 号の規定に基づき、高年齢者、障害者その他就職が特に困難な者の雇用機会を増大させるために行われる労働者の雇入れの促進に関する助成に係る者で、当該助成金の支給に係る雇入れの日において年齢 55 歳以上 65 歳未満の者
作業環境に適応させるための訓練を受けた者	雇用保険法第 63 条第 1 項第 3 号又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 18 条第 5 号に規定する作業環境に適応するための訓練を受けた者で、当該訓練を受けるに当たり公共職業安定所長の指示を受けた日において年齢 55 歳以上 65 歳未満の者
雇用奨励金の支給に係る者	本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法施行令第 10 条第 3 号に規定する雇用奨励金の支給に係る者で、当該奨励金の支給に係る雇入れの日において年齢 55 歳以上 65 歳未満の者

8. 事業所税の減免

本市では、地方税法上非課税または課税標準の特例規定の適用を受ける施設との均衡を考慮し、大分市税条例（第 116 条の 13）によって、減免措置を講じています。

「**減免対象施設一覧表**」(P. 40) に掲げる施設にかかる事業所等において行う事業に対して課する資産割または従業者割について、その定められた額または割合を乗じて得た額の範囲で税額についての減免を受けることができます。

※減免の適用を受けるものであるかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。ただし、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合は、その廃止の直前に行われていた事業により減免の判定を行います。

※減免規定の適用を受ける事業とその他の事業を併せて行う場合の減免従業者給与総額の算定は、非課税と同様に行います。

※減免申請をする場合は、申告納期限までに「事業所税減免申請書」を提出することが必要です。また提出の際は、減免を受けようとする事由を証明する書類も必要となります。

Ⅱ 事業所税の申告・納付等について

1. 事業所税の申告・納付の概要

事業所税の申告には、事業所税の申告・納付、免税点以下の申告、事業所等の新設・廃止にかかる申告、事業所用家屋の貸付等にかかる申告があります。

《事業所税の申告・納付》

【申告・納付が必要となる者】

大分市内に存する事業所等の床面積の合計が 1,000 ㎡を超えるまたは従業者数の合計が 100 人を超える法人または個人

【申告・納付期限】

○法人の場合・・・事業年度終了の日から 2 か月以内

○個人の場合・・・翌年 3 月 15 日まで

※個人の事業については、年の途中で事業を廃止した場合は、その廃止の日から 1 か月以内、また事業の廃止が納税義務者の死亡による場合は、その死亡の日から 4 か月以内に申告・納付してください。

※上記の期限の日が、土曜日・日曜日・祝日または 12 月 29 日から 1 月 3 日に該当する場合は、これらの日の翌日とその期限となります。

【提出が必要な申告書等】

様式の名称等	提出が必要な者	備考
事業所税申告書 (第 44 号様式)	対象のすべての法人・個人	
事業所等明細書 (第 44 号様式別表 1)		従業者数は、免税点以下の場合においても、具体的な人数の記載が必要です。
非課税明細書 (第 44 号様式別表 2)	非課税の対象となる床面積または従業者数・従業者給与額がある場合	
課税標準の特例明細書 (第 44 号様式別表 3)	課税標準の特例対象となる床面積または従業者数・従業者給与総額がある場合	
共用部分の計算書 (第 44 号様式別表 4)	事業所等に共用部分がある場合	
事業所税の減免申請書	減免を受けようとする床面積または従業者数・従業者給与額がある場合	事業所税申告書の <u>申告期限</u> までに提出してください。

※「第 44 号様式」と「別表 1」については、すべての事業主において提出が必要です。

※「別表 2」については、非課税対象施設または非課税に該当する従業者がある場合は提出が必要です。

※「別表 3」については、特例控除対象施設および特例控除対象となる従業者がある場合は提出が必要です。

※「別表 4」については、1 つの家屋を事業主単独で使用していない場合に提出が必要となります。

※前回の申告内容と変動がない場合においても、第 44 号様式・別表 1～4 および減免申請書についてそれぞれ該当があれば提出が必要です。

※令和 3 年 4 月 1 日より、法令上事業所税の申告書等各種書類への押印の義務付けが廃止となりましたので、押印が無くても受付可能です。

《免税点以下の申告》

【申告が必要となる人】

大分市内に存する事業所等の床面積の合計が 800 ㎡を超えて 1,000 ㎡以下である、または従業者数の合計が 80 人を超えて 100 人以下である法人または個人

※事業所税床面積 1,000 ㎡以下、かつ従業者数が 100 人以下であるため、税は発生しませんが、所定の期限までに申告書の提出が必要となります。

※提出する申告書および申告期限は、前述の「申告・納付」の場合と同様です。

《事業所等の新設・廃止にかかる申告》

【申告が必要となる人】

事業所税の申告義務者で、大分市内において事業所等を新設または廃止した法人または個人
(事業所等の新設または増床等により新たに申告義務者となる人を含む)

【申告期限】

新設または廃止した日から起算して1か月以内

【提出書類】

事業所税の事業所用家屋の新設・廃止の申告

《事業所用家屋の貸付等にかかる申告》

【申告が必要となる人】

事業所税の納税義務者に大分市内の事業所用家屋の全部または一部を貸付している法人または個人
(例：貸しビルの場合は、当該貸しビルの所有者が申告する必要があります)

【申告期限】

新たに貸付を行うこととなった日、または貸付内容に異動が生じた日から起算して1か月以内

【提出書類】

事業所用家屋の貸付（事業所用家屋の貸付の異動）申告書

※貸付部分については、借り受けて事業をしている人が納税義務者となります。

※同一家屋内に複数の事業主が同居している場合は、これら複数の事業主にかかる共用部分が存する場合があります。この場合における貸付床面積は、各事業主の専用床面積に、共用床面積を事業主毎に按分した床面積を合計したものが、それぞれの貸付床面積（事業所床面積）となります。

2. 申告書等の提出

《各種申告書等の提出先》

大分市財務部税制課諸税担当班（大分市役所 第2庁舎3階）まで、提出してください。

【送付先】

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

大分市 財務部 税制課 諸税担当班 宛

※郵送による届出をされる場合で、控に受付印の押印が必要な方は、控と切手を貼った返信用の封筒を同封のうえご送付ください。

※令和3年4月1日より、事業所税の申告書等各種書類への押印の義務付けが廃止となりましたので、大分市へ提出するすべての事業所税申告書等への押印は不要です。

3. 事業所税の納付

《納付窓口》

納付書に申告税額等を記入のうえ、下記の大分市指定金融機関または大分市収納代理金融機関にて納付してください。また、市役所の窓口（納税課）でも納付いただけます。

【大分市指定金融機関・大分市収納代理金融機関】（令和6年4月1日現在）

大分銀行、豊和銀行、伊予銀行、福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、北九州銀行、愛媛銀行

大分信用金庫、大分みらい信用金庫

九州労働金庫、大分県信用組合、大分県農業協同組合、大分県信用農業協同組合連合会、大分県漁業協同組合

九州内のゆうちょ銀行または郵便局（沖縄県を除く）

4. 修正・更正・決定

《事業所税の修正申告》

申告した税額が過少であった場合には、遅滞なく修正申告書を提出するとともに、不足額を納付してください。

※様式は、事業所税申告書の各様式（第 44 号様式および別表 1～4）を使用してください。

※事業所税の各種様式・納付書は大分市公式ホームページ内「事業所税の申告書様式および各種資料」からダウンロードして利用することができます。

《更正の請求》

申告した税額が過大であった場合は、当該申告書の申告納付期限より 5 年以内に限り、更正の請求をすることができます。

※所定の様式がありますので、必要な場合は本市税制課の担当職員までご連絡ください。

※更正理由について、その根拠となる資料等について提出を求める場合があります。

《更正》

市長は、申告書または修正申告書によって申告された課税標準および税額を、自ら調査した結果によって更正することがあります。

《決定》

市長は、申告書を提出すべきものが申告期限までに申告書を提出しなかった場合は、自ら調査した結果によって、申告すべき課税標準および税額を決定することがあります。

5. 延滞金・加算金

《延滞金》

申告期限後に事業所税を納付する場合は、当該税額に納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年 14.6%の割合（納期限の翌日から 1 月を経過するまでの期間については、年 7.3%の割合）で計算します。ただし、平成 26 年 1 月 1 日以後は、各年の延滞金特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 %の割合を加算した割合）が年 7.3%の割合に満たない場合は、上記の年 14.6%の割合の期間については当該延滞金特例基準割合に年 7.3%の割合を加算した割合で計算し、年 7.3%の割合の期間については当該延滞金特例基準割合に年 1 %の割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3%の割合を超える場合には、年 7.3%の割合）で計算します。

《加算金》

【過少申告加算金】

期限内に申告書を提出した場合で、当該申告税額が過少であった場合は、市長のなす更正により増加する税額の 10%相当額の過少申告加算金が課されます。

【不申告加算金】

次の場合、納付すべき税額の 15%相当額の不申告加算金が課されます。

- (1) 期限後に申告書を提出した場合
- (2) 市長が税額等を決定した場合
- (3) 期限後に申告書を提出した場合で、その修正申告書の提出があり、または市長が更正したとき
- (4) 市長が税額等を決定した場合で、その後修正申告書の提出があり、または市長が更正したとき

【重加算金】

過少申告加算金または不申告加算金が課される場合で、それが課税標準の計算の基礎となるべき事実を隠ぺいまたは仮装したことによる場合には、重加算金（過少申告加算金に代えて 35%、不申告加算金に代えて 40%）が課されます。

Ⅲ 表1 【非課税対象施設一覧表】

根拠法 (地方税法)	対象	要件等	資産 割	従 業 者 割	関係条文		具体例
					地方税 法施行 令	地方税 法施行 規則	
701の34 ①	国及び公共 法人	国及び法人税法に規定す る公共法人	○	○			法人税法別表第1に掲げる法人 地方公共団体、土地区画整理組合等
〃 ②	公益法人等	法人税法に規定する公益 法人等又は人格のない社 団等が行う収益事業以外 の事業	○	○	56の22 56の23		法人税法別表第2に掲げる法人 (学校法人、宗教法人、社会福祉法人、公益財団法人 人、一般財団法人)、NPO法人等 ※収益事業の部分については除外
〃 ③(3)	教育文化施 設	博物館法第2条第1項に規 定する博物館、その他政令 に定める図書館、幼稚園	○	○	56の24		博物館、図書館、幼稚園
〃 ③(4)	公衆浴場	道府県知事が入浴料金を 定める公衆浴場	○	○	56の25		知事が入浴料金を定める一般公衆浴場(サウナ等は 除外)
〃 ③(5)	と畜場	と畜場法に規定すると畜場	○	○			獣畜をと殺又は解体するための施設
〃 ③(6)	死亡獣畜取 扱場	化製場等に関する法律に 規定する死亡獣畜取扱場	○	○			死亡獣畜を解体、埋却又は焼却するための施設(市長 の許可を受けたもの)
〃 ③(7)	水道施設	水道法に規定する水道事 業者の管理に属する水道 施設	○	○			水道事業者の管理する取水・貯水・導水・浄水・送水・ 配水等の施設
〃 ③(8)	一般廃棄物 処理施設	廃棄物の処理及び清掃に 関する法律の規定による許 可、認定、又は市町村の委 託を受けて行う一般廃棄物 の収集、運搬又は処分の 事業の用に供する施設	○	○			市長の許可又は市の委託を受けて行う一般廃棄物の 収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設
③(9)	病院・診療所 等	医療法等に規定する病院 及び診療所、老人保健法 に規定する老人保健施設 並びに看護師、准看護師、 歯科衛生士その他医療関 係者の養成所	○	○	56の26		病院、診療所、 医療法人が設置する介護老人保健施設、 医療法人が設置する看護師・准看護師・歯科衛生士・ 保健師・助産師・診療放射線技師・歯科技工士・理学 療法士・作業療法士・視能訓練士・あん摩マッサージ 指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師・臨床検査技師 の養成所、介護医療院
〃 ③(10)	保護施設	生活保護法第38条第1項 に規定する保護施設で政 令で定めるもの	○	○	56の26 の2		救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所 提供施設等
〃 ③(10)の2	小規模保育 事業	児童福祉法第6条の3第10 項に規定する小規模保育 事業の用に供する施設	○	○			小規模保育施設
〃 ③(10)の3	児童福祉施 設	児童福祉法第7条第1項に 規定する児童福祉施設で 政令で定めるもの(次号に 該当するものを除く)	○	○	56の26 の3		助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童 厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発 達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援 施設、児童家庭支援センター、里親支援センター
〃 ③(10)の4	認定こども園	就学前の子どもに関する教 育、保育等の総合的な提 供の推進に関する法律第2 条第6項に規定する認定こ ども園	○	○			幼保連携型認定こども園

〃 ③(10)の5	老人福祉施設	老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設で政令で定めるもの	○	○	56の26の4		老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター
〃 ③(10)の6	障害者支援施設	障害者自立支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設	○	○			障害者支援施設
〃 ③(10)の7	社会福祉事業用施設	社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設で政令で定めるもの(第10号から第10号の6までに掲げるものを除く)	○	○	56の26の5		放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業の用に供する施設等
〃 ③(10)の8	地域包括支援事業用施設	介護保険法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業の用に供する施設	○	○			地域包括支援センター
〃 ③(10)の9	家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業	児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同上第11項に規定する居宅訪問型保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設	○	○			家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業
〃 ③(11)	農林漁業生産施設	農業、林業、漁業を営む者が直接その生産の用に供する施設	○	○	56の27	24の3	農作物育成管理用施設、ビニールハウス、蚕室、樹苗養成施設、畜舎、家畜飼養管理用施設、農舎、農産物乾燥施設、農業生産資材貯蔵施設、たい肥舎、サイロ、きのこ栽培施設等
〃 ③(12)	農業協同組合等共同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合等が農林水産事業者の共同利用に供する施設	○	○	56の28	24の4	(ア)農林水産業者の共同利用に供する施設で生産の用に供するもの (イ)(ア)以外の農林水産業者の共同利用に供する施設のうち、国の補助又は農林漁業金融公庫等の資金貸付を受けて設置される保管、加工又は流通用の施設、農林水産業者の研修施設等
〃 ③(14)	卸売市場等	卸売市場、付設集団売場、指定場所保管施設	○	○	56の29	24の5	中央卸売市場、地方卸売市場、 (株)日本政策金融公庫法別表第1第9号の中欄に規定する付設集団売場等、卸売市場法第39条ただし書きの規定により指定された指定場外保管場所等
〃 ③(16)	電気事業用施設	電気事業法に規定する一般送配電事業、送電事業、配電事業※、発電事業又は特定卸供給事業※の用に供する一定の施設 ※令和4年4月1日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び令和4年以後の年分の個人の事業に対して課すべき事業所税について適用する。	○	○	56の32		左記に記載する電気事業の用に供する電気工作物並びに当該施設の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、検査または操作のために必要な施設
〃 ③(17)	ガス事業用施設	ガス事業法に規定する一般ガス導管事業又はガス製造事業の用に供する施設	○	○	56の33		ガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備、排送機、圧送機、整圧機、導管、受電設備等

〃 ③(18)	中小企業 集積の活用 施設	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号ロに規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する一定の事業を行う者が、都道府県又は同機構から同号ロの資金の貸付を受けて設置する特定の施設	○	○	56の34	24の5 の2	(ア)一定の事業…独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第2条第1項第2号から第4号までに掲げる事業のうち特定のもの (イ)特定の施設…工場、研究施設、情報サービス業を行う事業場、店舗、倉庫及び共同施設並びにこれらの附属施設で、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第2条第1項に規定する中小企業者が行う連携集積活性化事業の趣旨に沿って利用される施設 中小企業者の事業の共同化に係る事業の用に供する中小企業高度化資金の貸付を受けて設置した工場、店舗、倉庫等(高度化資金を償還中の場合に限る)
〃 ③(19)	中小企業の 総合特別区 域における施 設	イ 総合特別区域法第2条第2項第5号イに規定する事業を行う中小企業者が市区町村から同号イの資金の貸付を受けて設置する施設で特定のもの ロ 総合特別区域法第2条第3項第5号イに規定する事業を行う中小企業者が市区町村から同号イの資金の貸付を受けて設置する施設で特定のもの	○	○	56の35	24の5 の3 24の5 の4	工場、研究施設、情報サービス業を行う事業場、店舗、倉庫及び共同施設並びにこれらの付属設備
〃 ③(20)	鉄道事業用 施設	鉄道事業者又は軌道経営者が本来の事業の用に供する施設で、事務所、発電施設以外の施設	○	○	56の36		営業所、停車場、運転指令所、信号所、車庫、貨物庫、変電所、配電所、開閉所、巻場所、監視所、駐在所、修理工場、資材機械の貯蔵倉庫等(変電所、発電施設を除く)
〃 ③(21)	一般自動車 運送事業等 施設	道路運送法に規定する一般乗合旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業法に規定する一般貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業法に規定する鉄道運送事業者の行う貨物運送取扱事業、及び同法に規定する航空運送事業者の行う第二種貨物利用運送事業を営業者がその本来の事業の用に供する施設で事務所以外の施設	○	○	56の37		営業所、案内所、出札所、待合室、指令所、車庫、洗車場、整備工場、従業員の仮眠室等、荷捌き施設等、保管庫、荷扱所、上屋、労務員詰所等(事務所を除く) ※一般乗合旅客自動車運送事業…貸切バス事業以外の乗合バス事業 一般貨物自動車運送事業…他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業
〃 ③(22)	自動車ターミ ナル用施設	自動車ターミナル法に規定するバスターミナル又はトラックターミナルの用に供する施設で事務所以外の施設	○	○	56の38		施設誘導道路、操車場所、停留所等、駐車場、洗車場、給油場、検車場、乗降場等(事務所を除く)※自動車ターミナル法第3条の許可を受けて経営する自動車ターミナル事業の用に供する施設
〃 ③(23)	国際路線航 空事業用施 設	国際路線就航の航空機が使用する公共飛行場に設置される施設で、当該国際路線に係るもの	○	○	56の39	24の6	格納庫、運行管理施設、貨物取扱施設、旅客カウンター、チケットロビー、キャッシャールーム、手荷物取扱施設等
〃 ③(24)	電気通信事 業用施設	電気通信事業法に規定する電気通信事業の用に供する施設	○	○	56の40	24の6 の2	電気通信事業法に規定する無線通話装置を用いる事業以外の電気通信事業を営む事業者のうち、総務省告示で指定された事業者の施設(事務所・研究施設・研修施設を除く)

〃 ③(25)	一般信書事業	民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設	○	○	56の40の2	24の6の3	信書便物の表示、区分、転送、還付及び管理の用に供する施設
〃 ③(25の2)	郵便事業	日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法に規定する業務の用に供する施設	○	○	56の40の3	24の6の4	(ア)郵便物の送達の用に供する施設、郵便切手類の販売又は印紙の売りさばきの用に供する施設 (イ)郵便窓口業務又は印紙の売りさばきの用に供する施設
〃 ③(26)	勤労者の福利厚生施設	事業を行う者が設置する専ら勤労者の利用に供する福利厚生施設	○	○	56の41	24の7	P.21参照
〃 ③(27)	路外駐車場	駐車場法に規定する道路の路外に設置される一般公共の用に供される路外駐車場	○	○	56の42	24の8	下記の施設からおおむね200m以内の距離に設置されるもので、時間貸等で不特定多数の者の利用に供される一般公共の用に供される路外駐車場 (ア)駅等の交通施設 (イ)美術館、図書館、博物館等の文化施設 (ウ)都道府県庁、市役所等の公的施設 (エ)商店街、大型店舗(大型店舗に併設される路外駐車場にあっては、他の大型店舗に限る) (オ)病院、ホール、スポーツ施設、公園、大学 (カ)その他公益上必要な施設
〃 ③(28)	自転車、原動機付自転車駐車場	道路交通法に規定する原動機付自転車又は自転車の駐車施設で都市計画に定められたもの	○	○			(ア)道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付き自転車 (イ)同項第11号の2に規定する自転車のための駐車のための施設で都市計画法第11条第1項第1号に掲げる駐車場として都市計画に定められたもの
〃 ③(29)	高速道路事業用施設	各高速道路株式会社が高速道路の新設又は改良、高速道路について行う維持、修繕その他管理等の一定の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設	○	○	56の42の2		高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等の用に供する施設(事務所、パーキングエリアを除く)
〃 ④	消防用設備等・防災施設等	特定防火対象物に設置される消防用設備等又は防災施設等	○	—	56の43	24の9	P.22参照
〃 ⑤	港湾運送事業用施設	港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設で、労働者詰所及び現場事務所に係る従業者給与総額	—	○	56の46	24の10	港湾運送事業の用に供する労働者詰所及び現場事務所において、港湾運送の業務に従事する労働者の従業者給与総額

表2 【課税標準の特例対象施設一覧表】

根拠法 (地方税法)	対象	要件等	資産 割	従 業 者 割	関係条文		具体例
					地方税 法施行 令	地方税 法施行 規則	
701の41 ①(1)	協同組合等	法人税法に規定する協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	1/2	1/2			法人税法別表第3に掲げる法人 農業協同組合、漁業組合、消費生活協同組合、信用金庫、労働金庫、商工組合等
〃 ①(2)	各種学校等	学校教育法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校において直接教育の用に供する施設	1/2	1/2			経理・コンピュータ専門学校、料理学校、美容・理容学校、洋裁・和裁学校等(学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人が設置するものは非課税)
〃 ①(3)	公害防止施設	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設	3/4	—	56の53	24の11	(ア)水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又は同条第3項に規定する指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設及び下水道法第12条第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設 (イ)大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設及び同条第5項に規定する揮発性有機化合物の排出抑制に資する施設 (ウ)大気汚染防止法附則第9項に規定する指定物質排出施設から排出、飛散する同項に規定する指定物質の排出、飛散の抑制施設 (エ)廃棄物の処理及び清掃
〃 ①(4)	公害防止事業用施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により許可又は認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業その他公害の防止又は資源の有効な利用のための事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	3/4	1/2	56の53 の2		次に掲げる事業の用に供する施設のうち事務所以外のもの (ア)廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項若しくは第6項若しくは第14条の4第1項若しくは第6項の許可又は第15条の4の2第1項の認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業 (イ)広域臨海環境整備センター法第19条に規定する業務として行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業 (ウ)浄化槽法第35条第1項の規定による許可を受けて行う浄化槽の清掃の事業 (エ)海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第20条第1項の規定による許可を受けて
〃 ①(5)	家畜市場	家畜取引法に規定する家畜市場	3/4	—			家畜取引のために開催される市場で、つなぎ場及び売場を設けて定期に又は継続して開催されるもの
〃 ①(6)	生鮮食品価格安定用施設	国又は地方公共団体の補助又は公的金融機関の貸付を受けて設置される消費地食肉冷蔵施設	3/4	—	56の54	24の12	国・地方公共団体の補助又は(株)日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫の資金若しくは農業近代化資金の貸付を受けて設置される消費地食肉冷蔵施設

〃 ①(7)	醸造業の製造用施設	みそ、しょうゆ、食用酢、酒類の製造業者が直接製造の用に供する施設で、包装、びん詰、たる詰等以外の施設	3/4	—	56の56		原料倉庫・包装・びん詰・たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設 (原料処理・仕込・発酵熟成・火入調整・加熱殺菌の各工程に係る施設)
〃 ①(8)	木材市場・木材保管施設	せり売り等の方法により定期的に開設される木材市場又は製材業者、木材加工業者、木材販売業者の用に供する木材保管施設	3/4	—	56の57	24の14	市場…木材取引のために開設される市場で、売場を設けて定期に又は継続して開場され、かつ、売買が原則としてせり売り又は入札の方法により行われるもの 保管施設…専ら木材の保管の用に供される施設
〃 ①(9)	ホテル、旅館用施設	旅館業法に規定するホテル・旅館営業用施設で、客室、食堂、広間、ロビー、浴室、厨房、機械室等宿泊にかかる施設(風俗関連営業用施設を除く)	1/2	—	56の60	24の19	客室、食堂(専ら宿泊客の利用に供する施設に限る)、広間(主として宿泊客以外の者の利用に供する施設を除く)、ロビー、浴室、厨房、機械室、玄関、フロント、クローク、配膳室、便所、リネン室、ランドリー室等 ※ただし店舗型性風俗特殊営業に該当するラブホテル等は対象外
〃 ①(10)	港湾施設のうち一定のもの	港湾法に規定する港湾施設のうち、港湾湾通信施設、旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所、船舶役務用施設等	1/2	1/2	56の61	24の19	港湾通信施設、旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所、船舶のための給水施設、給油施設、給炭施設、船舶修理施設
〃 ①(11)	港湾施設の上屋・倉庫	港湾法に規定する港湾施設のうち、上屋及び倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫で臨港地区内に設置されるもの	3/4	1/2	56の62		港湾区域内の上屋(荷捌きのための施設)及び倉庫(倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫に限る)
〃 ①(12)	外国貿易用コンテナ施設	外国貿易のための船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばき用施設	1/2	—			前第(11)号に掲げるものを除く コンテナフレートステーション
〃 ①(13)	港湾運送事業用上屋	港湾運送事業のうち一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋	1/2	—			前第(11)号に掲げるものを除く 港湾区域外の上屋
〃 ①(14)	倉庫業者の営業用倉庫	倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫	3/4	—			倉庫業法第3条の規定により登録を受けて倉庫業を営む者(倉庫業者)が所有する倉庫 (11)(18)号に掲げるものを除く
〃 ①(15)	タクシー事業用施設	タクシー事業者がその本来の事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	1/2	1/2	56の63		営業所、車庫、点検施設、給油施設、洗車施設、整備工場、資材部品倉庫等事務所以外の施設
〃 ①(16)	公共飛行場設置施設	公共の飛行場に設置される施設で格納庫、運航管理施設、航空機整備施設、貨物取扱施設、旅客カウンター、待合室、ロビー等	1/2	1/2	56の64	24の20	格納庫、運航管理施設、貨物取扱施設、旅客カウンター、チケットロビー、待合室、ロビー、通路、階段、便所等
〃 ①(17)	流通業務地区内の上屋・倉庫	流通業務地区内に設置される貨物積卸施設、倉庫、上屋、卸売業等の用に供する店舗等	1/2	1/2	56の65		トラックターミナル、鉄道の貨物駅、倉庫、上屋、荷捌き場等
〃 ①(18)	流通業務地区内の倉庫業者の営業用倉庫	流通業務地区内に設置される倉庫で、倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫	3/4	1/2			流通業務地区内に設置される倉庫で、倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫
〃 ①(19)	特定信書便の施設	民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設	1/2	1/2	56の66	24の21	信書郵便の引受け及び配達のために供する施設、信書便物の表示、区分、転送、還付及び管理の用に供する施設

” ②	心身障害者 多数雇用事 業所	障害者の雇用の促進に關する法律第49条第1項第6号の助成金等の支給を受けている施設又は設備に係るもの	1/2	—	56の68	24の22	(ア) 障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金その他これに類するものとして総務省令で定めるものの支給に係る施設又は設備に係るものに限る (イ) 常時雇用する心身障害者の数が一定人以上であり、かつ、常時雇用する労働者に占める割合が1/2以上である事業所(以下の2要件をいずれも満たすもの) ・下記により求められる人数が10人以上であること。 (常時雇用する心身障害者数) + (短時間労働重度心身障害者数) + (短時間労働心身障害者数の1/2) ・下記により求められる割合が1/2以上であること {(常時雇用する重度心身障害者数×2) + (常時雇用する心身障害者数) + (短時間労働重度心身障害者数) + (短時間労働心身障害者数の1/2)} ÷ {(常時雇用する労働者数) + (短時間労働者数の1/2)}
附則33 ⑤	特定農産加工事業用施設	特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する特定農産加工業者等が承認計画に従って実施する経営改善措置に係る事業の用に供する施設	1/4	—	附則16 の2の8 ⑤	附則12 の3 ③	かんきつ果汁、非かんきつ果汁、パインアップル缶詰、こんにゃく粉、トマト加工品、甘しよでん粉、馬鈴しよでん粉、米加工品、麦加工品(パスタを含む)、乳製品、牛肉調整品、豚肉調整品、菓子(チョコレート、キャンデー及びビスケットに限る)、砂糖の製造業に係る施設 ※適用期限 法人: 令和8年3月31日迄に終了する事業年度分 個人: 令和7年分迄
附則33 ⑥	特定事業所 内保育施設	企業主導型保育事業の運営費に係る補助を受けた者が行う認可外の事業所内保育施設	3/4	3/4			平成29年4月1日から令和7年3月31日迄の期間に政府から企業主導型保育事業の運営費に係る補助を受けた者が行う認可外の事業所内保育施設

表3【減免対象施設一覧表】

番号	根拠法 (市税条例施行規則)	対象	要件等	資産割	従業者割	証明書類等
1	10条 ①(2) ア	教科書出版事業施設	教科書の出版に係る売上金額が出版物の販売事業に係る総売上金額の2分の1に相当する金額を超える場合の当該事業用施設	1/2	1/2	
2	〃 ①(2) イ	演劇興行用施設	(ア) 公益性を有すると認められるもの (イ) 定員制劇場で、舞台等が客席部分の延面積に比し、広大であると認められるもの	(ア) 1/2 (イ) 舞台 1/2	—	
3	〃 ①(2) ウ	指定自動車教習所	道路交通法第99条の規定による指定自動車教習所	1/2	1/2	公安委員会の指定を受けた証書
4	〃 ①(2) エ	修学旅行用バス施設	一般貸切旅客自動車運送事業者が修学旅行等の用に供する施設	※一定割合		認可を受けた事を証する書類等
5	〃 ①(3) ア	酒類卸売業の保管用倉庫	酒税法第9条に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	1/2	—	販売免許の証明書類等
6	〃 ①(3) イ	タクシー事業用施設	タクシーの台数が250台以下のタクシー事業者が本来の事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	全部	全部	免許を受けた事を証する書類等
7	〃 ①(3) ウ	中小企業近代化助成施設	小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく貸付を受けて設置された施設で、連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業に該当するもの	全部	全部	資金の貸付を証する書類
8	〃 ①(3) エ	農林中央金庫等	農林中央金庫がその本来の事業の用に供する施設	全部	全部	
9	〃 ①(3) オ	農業協同組合等の共同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合等が農林水産業者の共同利用に供する施設	全部	全部	
10	〃 ①(3) カ	果実飲料等の保管用倉庫	果実飲料の日本農林規格第1条に規定する果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格第2条に規定する炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫(延面積3,000㎡以下の場合に限る)	1/2	—	
11	〃 ①(3) キ	機械染色整理業の保管用施設	ねん糸・かさ高加工糸・織物及び綿の製造を行う者並びに機械染色整理業の事業を行う者で中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者に該当するものが原材料、製品の保管の用に供する施設	1/2	—	
12	〃 ①(3) ク	倉庫及び上屋	倉庫業法に規定する倉庫業者が本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業法に規定する港湾事業等の上屋で、大分市内の施設に係る事業所床面積の合計面積が倉庫又は上屋のそれぞれについて30,000㎡未満のもの	全部	全部	倉庫業の許可又は港湾事業の免許を受けた事を証する書類
13	〃 ①(4) ア	ビルメンテナンス業又は列車内において食堂及び売店の業務用施設	(ア) ビルメンテナンス業(ビルの室内清掃、設備管理等の事業)を行う者の従業者のうち、当該事業に従事する者 (イ) 列車内において食堂及び売店の事業を行う者の従業者のうち、当該事業に従事する者	—	(ア) 全部 (イ) 1/2	該当従業者の支払給与総額明細
14	〃 ①(4) イ	古紙回収事業の用に供する施設	古紙の回収の事業を行う者が、当該事業の用に供する施設	1/2	—	
15	〃 ①(4) ウ	家具保管用施設	家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が、製品又は商品の保管のため要する施設	1/2	—	当該面積が判定できる図面等
16	〃 ①(4) エ	コンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設	港湾法第2条第4項に規定する臨港地区として定められるべき地区において、外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設	1/2	—	
17	〃 ①(4) オ	つけものの製造用施設	野菜又は果実(梅に限る)のつけものの製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち、包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設	3/4	—	

※上記4の減免割合 = $\frac{\text{当該旅行に係るバスの走行キロメートル数の合計}}{\text{当該事業者の本来の事業に係るバス走行キロメートル数の合計数}} \times \frac{1}{2}$

【天災による減免】

損 害 の 程 度	軽減又は免除の割合
全壊、流出、埋没等により家屋の原型をとどめないとき又は復旧不能のとき	10分の10
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8
屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6
下壁、畳等に損傷を受け使用目的を損じ、修理又は取替を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4

事業所税申告書記入例

下記のような法人を設例として、事業所税の各申告書記入例を提示します。

法人例

法人名	株式会社 大分●×観光
代表者	大分 市太郎
決算日	3/31
申告対象期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

事業所①

事業所等の名称	本社事務所
所在地	大分市荷揚町 2-31 ■●ビル 2F（所有者：(株)大分●×不動産）
事業所床面積	・専用床面積：1,500 m² うち 従業員用休憩室：50 m² ・ビル全体の専用部分の延べ面積：2500 m² ・共用床面積：500 m² うち 非課税に係る共用床面積：200 m²
従業員数	正社員：90 人 うち 65 歳以上従業員数：5 人
従業員給与総額	正社員：400,000,000 円 うち 65 歳以上従業員給与総額：20,000,000 円
使用した期間	事業年度を通じて使用

事業所②

事業所等の名称	大在ホテル
所在地	大分市政所 1 丁目 4-3（自社所有）
事業所床面積	・専用床面積：3,000 m² うち 客室・フロントなど宿泊に係る部分：2,000 m² 従業員用休憩室：30 m² スプリンクラー有効範囲でない避難通路：300 m² 休止部分：70 m²（平成 30 年 8 月 1 日より休止中） ・共用床面積：なし
従業員数	正社員：8 人 パートタイム（勤務時間が正社員の 6/8 を超えている）：10 人 パートタイム（ ” を超えていない）：13 人
従業員給与総額	正社員：20,000,000 円 パートタイム（勤務時間が正社員の 6/8 を超えている）：14,400,000 円 パートタイム（ ” を超えていない）：8,000,000 円
使用した期間	令和 5 年 8 月 31 日に閉店し、 令和 5 年 9 月 10 日に完全撤去済。

事業所③

事業所等の名称	東部ホテル
所在地	大分市東鶴崎 1-2-3（自社所有）
事業所床面積	・専用床面積：5,000 m ² うち 客室・フロントなど宿泊に係る部分：3,500 m ² 従業員用休憩室：40 m ² スプリンクラー有効範囲の避難通路：500 m ² ・共用床面積：なし
従業者数	正社員：10 人 パートタイム（勤務時間が正社員の 6/8 を超えている）：10 人 パートタイム（ 〃 を超えていない）：13 人
従業者給与総額	正社員：20,000,000 円 パートタイム（勤務時間が正社員の 6/8 を超えている）：15,000,000 円 パートタイム（ 〃 を超えていない）：9,000,000 円
使用した期間	令和 5 年 8 月 20 日に搬入などの営業準備をはじめ、 令和 5 年 9 月 1 日より営業開始。

作成順としては下記ようになります。

- 1.事業所等明細書（別表 1）を作成する。
- 2.必要に応じて別表 2～別表 4 を作成する。
- 3.上記で作成した別表をもとに、事業所税申告書（第 44 号様式）を完成させる。

○事業所等明細書（別表 1）記入例 ※全申告者が提出必須

事業所等明細書		明細区分の別		算定期間	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで	※ 処理 事項	整理番号	事務所 区分	管理番号	申告区分
		1 算定期間を通じて使用された事業所等 2 算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等				氏名又は 名称	株式会社 大分●×観光			
						個人番号又は 法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 0			
※ 処理 事項	明細 区分	事業所等の名称	所在地及びビル名	資 産			従 業 者		割	
				専用床面積 (ア) 共用床面積 (イ)	事業所床面積 ((ア)+(イ)) (ウ)	使用した期間(年月日) 同上の月数	従業者数 (エ)	従業者給与総額 (オ)		
① 2 計	計	本社事務所	荷揚町2-31 ●ビル2F	1,500.00	1,680.00	・ ・ から ・ ・ まで 月	90	人	十億 百万 千 円	400,000,000
		●大分●×不動産	180.00	・ ・ から ・ ・ まで 月						
① 2 計	計				1,680.00	・ ・ から ・ ・ まで 月	90			400,000,000
						・ ・ から ・ ・ まで 月				
① 2 計	計	大在ホテル	政所1丁目4-3		2,930.00	R5 ・ 4 ・ 1 から R5 ・ 9 ・ 10 まで 6 月	18			42,400,000
		(自社所有)								
① 2 計	計	東部ホテル	東鶴崎1-2-3		5,000.00	R5 ・ 8 ・ 20 から R6 ・ 3 ・ 31 まで 7 月	20			44,000,000
		(自社所有)								
① 2 計	計				7,930.00	・ ・ から ・ ・ まで 月	38			86,400,000
① 2 計	計	休止中(大在ホテル)	政所1丁目4-3		70.00	H30 ・ 8 ・ 1 から ・ ・ まで 月				
① 2 計	計					・ ・ から ・ ・ まで 月				

様式上部の算定期間、氏名又は名称、個人番号または法人番号を記入します。

※ 管理番号がわからない場合は、

●明細区分

- ・ 算定期間を通じて使用した事業所 … 「1」
- ・ 算定期間の中途において新設又は廃止された事業所 … 「2」 をそれぞれ○で囲みます。

「1」の区分→「1」の合計

「2」の区分→「2」の合計（中途がある場合）の順番で記入します。

（この例では、本社事務所は「1」、大在ホテル及び東部ホテルは「2」の区分です。）

共用床面積がある場合のみ記入

※●専用床面積（ア） ●共用床面積（イ）

当該事業所の期末又は廃止の日現在における専用床面積と共用床面積をそれぞれ記入します。

【共用部分の計算書（別表 4）の記入例は P.50 に記載しています】

小数点第 2 位未満は切り捨てます。共用床面積がない場合は記入不要です。（ア）の値は、共用部分の計算書（別表 4）中の「①のうち当該事業所部分の延べ面積②」と一致し、（イ）の値は、「事業所床面積となる共用床面積⑥」と一致します。

（この例では、対象となる本社事務所の専用床面積 1,500 m²とその共用床面積 180 m²のみ記入します。）

●事業所床面積（ウ）

当該事業所の期末又は廃止の日現在における事業所床面積を記入します。

- ・明細区分「1」の合計…第 44 号様式「算定期間を通じて使用された事業所床面積①」
 - ・明細区分「2」の合計…第 44 号様式「算定期間の中途において新設又は廃止された事業所床面積②」
- とそれぞれ一致します。

●使用した期間

算定期間を通じて使用した期間を記入します。

※新設（廃止）した事業所について、新設（廃止）の日は営業を開始（終了）した日ではなく、**営業開始（終了）のための準備を始めた（撤退完了した）日**を指します。

（この例では、東部ホテルの新設の日は、9 月 1 日ではなく、8 月 20 日となります。また、大在ホテルの廃止の日は 8 月 31 日ではなく、9 月 10 日となります。算定期間を通じて使用した本社事務所については記入不要です。）

●同上の月数

算定期間の中途において新設又は廃止された事業所について、月割計算を行います。

【具体的な計算例は **P.10 ■事業所等を新設・廃止したときの課税標準の計算事例** に記載しています】

●従業者数（エ）

当該事業所の期末又は廃止の日現在における従業者数を記入します。

【具体的な従業者割の取扱は **P.17 <従業者割の取扱いについて>** に記載しています】

（この例では、本社事務所の従業者数は、65 歳以上の従業者（非役員）5 人を含む 90 人となります。
大在ホテルの従業者数は、正社員 8 人＋勤務時間が正社員の 6/8 を超えているパート 10 人＝18 人で、
東部ホテルの従業者数は、正社員 10 人＋勤務時間が正社員の 6/8 を超えているパート 10 人＝20 人となります。勤務時間が正社員の 6/8 を超えていないパート従業者は人数に含みません。）

●従業者給与総額（オ）

給与総額は、所得税法上課税対象となる給料、手当の総額を記載します。**ここでは勤務時間が正社員の 6/8 を超えていないパート従業者の給与も含まれます。**全事業所等の従業者給与総額の合計は、第 44 号様式中の「従業者給与総額⑬」と一致します。

【具体的な従業者割の取扱は **P.15 <従業者割の課税標準>** に記載しています】

※休止施設として調査による認定を受けた事業所用家屋については、例のように空欄部分へ記載してください。その際、合計床面積には含まないようにしてください。

【休止施設については **P.10 下部**に記載しております。】

○非課税明細書（別表2）記入例（該当する場合のみ記入）

非課税明細書		算定期間 令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで	※ 処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分	
			氏名又は名称	株式会社 大分●×観光					
			個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 0					
※ 事業所等の名称	本社事務所	事業所等の所在地	大分市荷揚町2-31 ■●ビル2F						
非課税の内訳			資産割 非課税床面積（ア）	従業員割 非課税従業員数（イ）		従業員割 非課税従業員給与総額（ウ）			
法第701条の34第 3項第 26号該当			㎡	人	十億 百万 千 円				
			50.00						
障害者・65歳以上の従業員				5	20,000,000				
合 計			50.00	5	20,000,000				
※ 事業所等の名称		事業所等の所在地							
非課税の内訳			資産割 非課税床面積（ア）	従業員割 非課税従業員数（イ）		従業員割 非課税従業員給与総額（ウ）			
法第701条の34第 項第 号該当			㎡	人	十億 百万 千 円				
障害者・65歳以上の従業員									
合 計									
非課税事業所床面積等の合計			50.00	5	20,000,000				

第四十四号様式別表二

非課税明細書		算定期間 令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで	※ 処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分	
			氏名又は名称	株式会社 大分●×観光					
			個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 0					
※ 事業所等の名称	大在ホテル	事業所等の所在地	大分市政所1丁目4-3						
非課税の内訳			資産割 非課税床面積（ア）	従業員割 非課税従業員数（イ）		従業員割 非課税従業員給与総額（ウ）			
法第701条の34第 3項第 26号該当			㎡	人	十億 百万 千 円				
			30.00						
法第701条の34第 4項 該当			150.00						
障害者・65歳以上の従業員									
合 計			180.00						
※ 事業所等の名称	東部ホテル	事業所等の所在地	大分市東鶴崎1-2-3						
非課税の内訳			資産割 非課税床面積（ア）	従業員割 非課税従業員数（イ）		従業員割 非課税従業員給与総額（ウ）			
法第701条の34第 3項第 26号該当			㎡	人	十億 百万 千 円				
			40.00						
法第701条の34第 4項 該当			500.00						
障害者・65歳以上の従業員									
合 計			540.00						
非課税事業所床面積等の合計			720.00						

第四十四号様式別表二

●非課税の内訳

該当する条項を記入します。

【具体的な非課税部分の取扱は **P.20 6. 事業所税の非課税** に記載しています】

（この例では、従業者用休憩室は地方税法第 701 条の 34 第 3 項第 26 号の福利厚生施設に、避難通路は地方税法第 701 条の 34 第 4 項の避難通路に該当します。）

●非課税床面積（ア）

算定期間を通じて使用した事業所に係るそれぞれの非課税床面積を記入します。非課税床面積の合計は、第 44 号様式中の「①に係る非課税床面積 ③」と一致します。算定期間の中途において新設又は廃止された事業所に係る非課税床面積の合計は、第 44 号様式中の「②に係る非課税床面積 ④」と一致します。

※新たに非課税部分を申告するときは、非課税部分を具体的に示した図面の提出を求める場合があります。

●非課税従業者数（イ）

非課税に係る従業者数を記入します。

（この例では、本社事務所の 65 歳以上の従業者（非役員）である 5 人が該当します。）

●非課税従業者給与総額（ウ）

非課税従業者に係る給与総額を記入します。非課税従業者給与総額の合計は、第 44 号様式中の「非課税に係る従業者給与総額 ⑭」と一致します。

（この例では、本社事務所分の 65 歳以上の従業者（非役員）給与総額 20,000,000 円が該当します。）

○課税標準の特例明細書（別表3）記入例（該当する場合のみ記入）

課税標準の特例明細書		算定期間 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	※処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分	
			株式会社 大分●×観光					89999999	
			個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 0					
			大分市政所1丁目4-3						
※事業所等の名称	大在ホテル		事業所等の所在地		大分市政所1丁目4-3				
課税標準の特例内訳	課税標準の特例適用対象床面積 (ア)	控除割合 (イ)	控除事業所床面積 ((ア)×(イ)) (ウ)	課税標準の特例適用対象従業員給与総額 (エ)	控除割合 (オ)	控除従業員給与総額 ((エ)×(オ)) (カ)			
	㎡		㎡	十億 百万 千 円		十億 百万 千 円			
法第701条の41第1項第9号該当	2,000.00	1/2	1,000.00						
雇用改善助成対象者									
合 計	2,000.00		1,000.00						
※事業所等の名称	東部ホテル		事業所等の所在地		大分市東鶴崎1-2-3				
課税標準の特例内訳	課税標準の特例適用対象床面積 (ア)	控除割合 (イ)	控除事業所床面積 ((ア)×(イ)) (ウ)	課税標準の特例適用対象従業員給与総額 (エ)	控除割合 (オ)	控除従業員給与総額 ((エ)×(オ)) (カ)			
	㎡		㎡	十億 百万 千 円		十億 百万 千 円			
法第701条の41第1項第9号該当	3,500.00	1/2	1,750.00						
雇用改善助成対象者									
合 計	3,500.00		1,750.00						
控除事業所床面積の合計			2,750.00	控除従業員給与総額の合計					

●課税標準の特例内訳

該当する条項を記入します。

【具体的な特例適用の取扱は P.25 7. 課税標準の特例 に記載しています】

（この例では、旅館業法第2条第2項に規定するホテルは地方税法第701条の34第1項第9号に該当します。）

●課税標準の特例適用対象床面積（ア）

当該条項の控除割合を記入します。

●控除割合（イ）

当該事業所の全体の面積ではなく、特例が適用される面積を記入します。

（この例では、客室・フロントなど宿泊に係る部分が特例適用対象床面積となります。）

●控除事業所床面積（ウ）

算定期間を通じて使用した事業所に係る控除事業所床面積の合計は、第44号様式中の「①に係る控除床面積 ⑤」と一致します。算定期間の中途において新設又は廃止された事業所に係る控除事業所床面積の合計は、第44号様式中の「②に係る控除床面積 ⑥」と一致します。

（この例では、大在ホテルの控除事業所床面積は $2,000 \times 1/2 = 1,000$ ㎡となり、同様に東部ホテルは $1,750$ ㎡となります。控除事業所床面積の合計は $2,750$ ㎡となり、第44号様式中の「②に係る控除床面積 ⑥」

と一致します。)

●課税標準の特例適用対象従業員給与総額 (エ)

当該事業所に勤務している全従業員の給与総額ではなく、特例が適用される従業員の給与総額を記入します。(この例では、該当しません。)

●控除割合 (オ)

当該条項の控除割合を記入します。(この例のホテル業には、従業員割控除はありません。)

●控除従業員給与総額 (カ)

全事業所の控除従業員給与総額の合計は、第 44 号様式中の「控除従業員給与総額 ⑮」と一致します。

○共用部分の計算書（別表4）記入例（該当する場合のみ記入）

共用部分の計算書		算定期間 令和5年4月1日 令和6年3月31日まで	※ 処理事項 氏名又は名称 個人番号又は法人番号		整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
			株式会社 大分●×観光					89999999	
			1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 0						
※	事業所等の名称	本社事務所		事業所等の所在地	大分市荷揚町2-31 ■●ビル				
専用部分の延べ面積 ①	2,500.00 m ²		③ の 内 訳		⑦				
①のうち当該事業所部分の延べ面積 ②	1,500.00		消 防 設 備 等 に 係 る 共 用 床 面 積 (ア)		m ²				
非課税に係る共用床面積 ③	200.00		防 災 に 関 する 設 備 等		全 部 が 非 課 税 と な る 共 用 床 面 積 (イ)				
③以外の共用床面積 ④	300.00				2 分 の 1 が 非 課 税 と な る 共 用 床 面 積 (ウ)		(× $\frac{1}{2}$)		
共用床面積の合計(③+④) ⑤	500.00		(ア)～(ウ)以外の非課税に係る共用床面積(エ)		200.00				
事業所床面積となる共用床面積(④× $\frac{2}{3}$) ⑥	180.00		合 計 ((ア)～(エ))		(オ)		200.00		
※	事業所等の名称			事業所等の所在地					
専用部分の延べ面積 ①	m ²		③ の 内 訳		⑦				
①のうち当該事業所部分の延べ面積 ②			消 防 設 備 等 に 係 る 共 用 床 面 積 (ア)		m ²				
非課税に係る共用床面積 ③			防 災 に 関 する 設 備 等		全 部 が 非 課 税 と な る 共 用 床 面 積 (イ)				
③以外の共用床面積 ④					2 分 の 1 が 非 課 税 と な る 共 用 床 面 積 (ウ)		(× $\frac{1}{2}$)		
共用床面積の合計(③+④) ⑤			(ア)～(ウ)以外の非課税に係る共用床面積(エ)						
事業所床面積となる共用床面積(④× $\frac{2}{3}$) ⑥			合 計 ((ア)～(エ))		(オ)				

●専用部分の延べ面積 ①

建物全体の専用部分の延べ面積を記入します。空室部分も含まれます。

●①のうち当該事業所部分の延べ面積 ②

この数値は、別表1中の「専用床面積(ア)」と一致します。(この例では、本社事務所の専用床面積は1,500 m²です。)

●非課税に係る共用床面積 ③

共用床面積のうち非課税に係る面積を記入します。(この例では、本社事務所がある建物全体の共用床面積のうち非課税に係る面積は200 m²です。)

●③以外の共用床面積 ④

共用床面積のうち非課税に係る面積を除いた面積を記入します。

(この例では、共用床面積 500 m² — 非課税に係る共用床面積 200 m² = 300 m² です。)

●共用床面積の合計 ⑤

全体の共用床面積を記入します。(この例では、500 m²です。)

●事業所床面積となる共用床面積⑥

「③以外の共用床面積 ④」(非課税とならない共用床面積)を専用面積の割合に応じて按分します。

この値は、別表 1 中の「共用床面積 ①」と一致します。

（この例では、本社事務所の共用床面積は、④ $300 \text{ m}^2 \times$ ② $1,500 \text{ m}^2 \div$ ① $2,500 \text{ m}^2 = 180 \text{ m}^2$ となります。）

●③の内訳 ⑦

非課税に係る共用床面積がある場合に内訳を記入します。

（この例では、非課税に係る共用床面積は、共用で使用している食堂なので、当該面積 200 m^2 を④に記入します。）

○事業所税申告書（第44号様式）記入例 ※全申告者が提出必須

受付 印	年 月 日	※処理事項 大分市長殿	発信年月日		整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
			通信日付印	確認印				89999999	
			申告年月日		年 月 日				
(フリガナ) 氏名又は 名称	オオイト●×カンコウ 株式会社 大分●×観光		住所	〒870-8504 (電話 097-534-6111)			事業種目		
個人番号又は 法人番号	11234567891230 オオイト イチタロウ		本店	大分市荷揚町2-31 ■●ビル2F			資本金の額又は 出資金の額	兆 十億 百万 千円	
(フリガナ) 法人の代表 者氏名	大分 市太郎		支店	(電話)			所轄税務署名	税務署	
5 年 4 月 1 日から 6 年 3 月 31 日までの事業年度又は課税期間							申告書	この申告に 応答する者 の氏名	

第四十四号様式

資 産 割 制	事業所	算定期間を通じて使用された事業所 床面積	①	1,680.00	㎡	従 業 者 割 制	従業員給与と総額	⑫	十億 百万 千 円 486,400,000
	床面積	算定期間の中途において新設又は廃 止された事業所床面積	②	8,000.00	㎡		非課税に係る従業員給与と総額	⑬	20,000,000 円
	非課税に係る	①に係る非課税床面積	③	50.00	㎡		控除従業員給与と総額	⑭	円
	事業所床面積	②に係る非課税床面積	④	720.00	㎡		課税標準となる従業員給与と 総額 (⑫ - ⑬ - ⑭)	⑮	466,400,000 円
	控除事業所	①に係る控除床面積	⑤		㎡		従業員割額 (⑮ × $\frac{0.25}{100}$)	⑯	1,166,000 円
	床面積	②に係る控除床面積	⑥	2,750.00	㎡		既に納付の確定した従業員割額	⑰	円
	課税標準と	①に係る課税標準となる 床面積 (① - ③ - ⑤) × $\frac{\quad}{12}$	⑦	1,630.00	㎡		資産割額と従業員割額の合計額 (⑯ + ⑰)	⑱	3,638,400 円
	なる事業所	②に係る課税標準となる床面積	⑧	2,490.82	㎡		既に納付の確定した事業所税額 (⑪ + ⑰)	⑲	00 円
	床面積	課税標準となる床面積合計 (⑦ + ⑧)	⑨	4,120.82	㎡		この申告により納付すべき事業所 税額 (⑱ - ⑲)	⑳	3,638,400 円
	資産割額 (⑨ × 600円)		⑩	十億 百万 千 円 2,472,492	円		備考		
既に納付の確定した資産割額		⑪	円	関与税理 士氏名	(電話)				

【資産割】 ※算定期間の末日における事業所床面積の合計が 800 ㎡以下の場合は記入不要です。

- ① 事業所等明細書（以下別表 1）中の「明細区分 1」に係る事業所の「事業所床面積（ウ）」の合計と一致します。
- ② 別表 1 中の「明細区分 2」に係る事業所の「事業所床面積（ウ）」の合計と一致します。
- ③ ①に係る事業所の非課税明細書（以下別表 2）中の「非課税面積（ア）」の合計と一致します。
- ④ ②に係る事業所の別表②中の「非課税面積（ア）」の合計と一致します。
- ⑤ ①に係る事業所の課税標準の特例明細書（以下別表 3）中の「控除事業所床面積（ウ）」の合計と一致します。
- ⑥ ②に係る事業所の別表 3 中の「控除事業所床面積（ウ）」の合計と一致します。
- ⑦ 分子に算定期間の月数を記入し、計算します。小数点第 2 位未満は切捨します。
- ⑧ ②に係る事業所の課税標準となる床面積を計算します。
(この例では、下記のような計算例となります。)

$$\text{大在ホテル} : (3,000 \text{ ㎡} - 180 \text{ ㎡} - 1,000 \text{ ㎡}) \times \frac{6}{12} \div 151.6666... \times 6 = 909.996 \text{ ㎡}$$

$$\text{東部ホテル} : (5,000 \text{ ㎡} - 540 \text{ ㎡} - 1,750 \text{ ㎡}) \times \frac{7}{12} \div 225.8333... \times 7 = 1580.834 \text{ ㎡}$$

合計 2,490.82 ㎡

- ⑨ 課税標準となる床面積の合計です。

- ⑩ 端数処理はしません、算定期間の末日における事業所床面積の合計が 1,000 m²以下の場合は、免税となるので、0 円となります。(この例では、3,939.99 m²×600 円=2,363,994 円です。)
- ⑪ 修正申告等で既に納付の確定した資産割額があるときに記入します。(この例では、該当しません。)

【従業者割】 ※算定期間の末日における従業者数が 100 名以下の場合は記入不要です。

- ⑫ 別表 1 中の「従業者給与総額 (オ)」の合計と一致します。
- ⑬ 別表 2 中の「非課税従業者給与総額 (ウ)」の合計と一致します。
- ⑭ 別表 3 中の「控除従業者給与総額 (カ)」の合計と一致します。(この例では該当しません。)
- ⑮ 千円未満は切捨てます。
- ⑯ 小数点以下は切捨てます。
- ⑰ 修正申告等で既に納付の確定した従業者割額があるときだけ記入します。

【合計額】

- ⑱ ㊶ 100 円未満は切捨てます。
- ⑲ 修正申告等で既に納付の確定した事業所税額があるときだけ記入します。